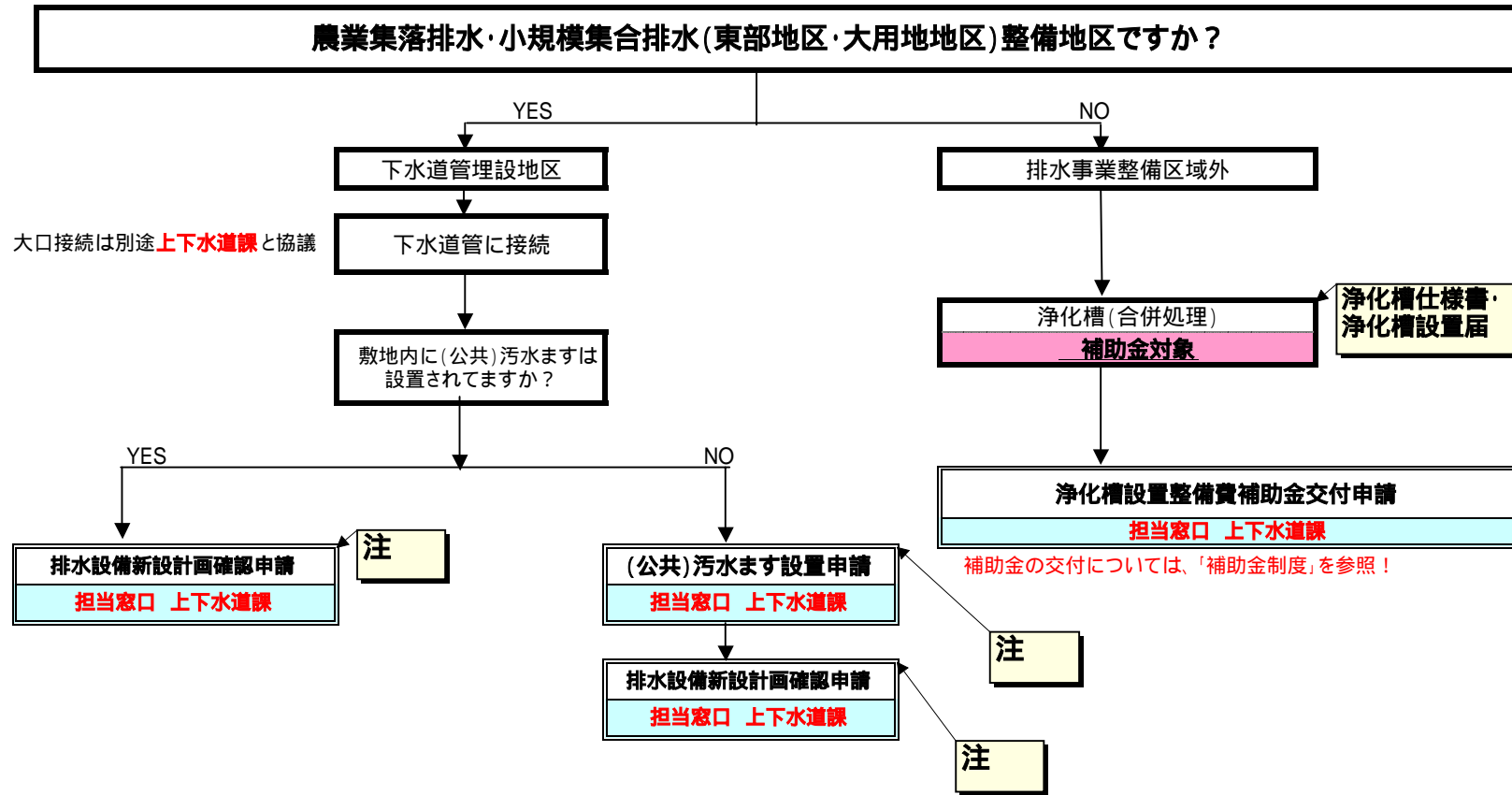


建築確認申請時における生活排水処理方式



下水道接続の取り扱いについて

注 : 当該建築敷地内に「(公共)汚水ます」が設置されていない場合には、**速やかに「(公共)汚水ます設置申請書」を町上下水道課へ申請すること。**

注 : 「(公共)汚水ます」への接続を行う敷地内の排水設備工事は、**町の指定した「指定工事店」でなければ施工することができません。** また、接続の工事施工にあたっては、**町下水道条例第6条の規定により「排水設備新設(変更)計画確認申請書」を町上下水道課へ申請すること。**

担当課一覧		
県道路管理者	矢板土木事務所	0287-44-2186
町道路管理者	都市整備課	028-675-8107
水道に関すること	上下水道課	028-675-2449
下水道・農集排に関すること		
浄化槽に関すること		